山形徳洲会病院医療に係る安全管理のための指針

1. 安全管理に関する基本的な考え方

- ▶ 事故のない安全な医療を提供していくためには、職員一人ひとりが危機感を持って日々の診療にあたると同時に、医療に係わる知識や技術を一定のレベル以上に保つことが不可欠である。
- ▶ 「人間はエラーをおかす」という前提に基づき、エラーを誘発しない環境や起こったエラーを吸収して事故を未然に防ぐことができるシステムを組織全体として整備していく。

2. 安全管理のための委員会その他院内の組織に関する基本的事項

- 1) 当院の「医療安全管理規程」により、医療に係る安全管理の委員会として「医療安全管理 委員会」、その下部組織として「医療事故防止対策委員会」を設置する。
- 2)「医療安全管理委員会」は、病院長を委員長とし、安全管理、医療事故、医療トラブル、医療紛争等に関する事項について協議する。委員会は毎月 1 回の定例開催及び臨時開催とする。
- 3)「安全管理室」は、医療に係る安全管理の体制が実質的に機能するよう、組織横断的に安全 管理を担い、医療安全対策の推進及び医療安全に係る必要な指導を行う。
- 4)「医療事故防止対策委員会」は、副院長を委員長とし、病院長の諮問により医療事故防止対策、医療事故の分析、再発防止等について審議する。委員会は毎月 1 回の定例開催及び臨時開催とする。

3. 医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針

- 1) 医療安全管理について、個々の職員の理解を深めるため院内研修を実施する。安全に業務を遂行するための知識・技術や医療チームの一員としての意識向上を図るために、全職員を対象とした研修を年2回以上開催する。
- 2) 医薬品及び医療機器の安全に関する研修、院内感染防止対策に関する研修については、それぞれの委員会が計画し開催する。

4. 院内における事故防止等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

- 1)院内におけるインシデント・アクシデント報告等は、所定の報告書を用いて提出する。
- 2) 報告された事例の分析を行い、改善策を検討する。
- 3) 改善に際しては、個人ではなくシステムの問題として捉え、再発防止の視点で事故等の原 因究明や分析を行う。

5. 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

- 1) 何らかの事故が発生した場合には、迅速かつ適切な臨床的対処を行い、身体維持・改善を最優先にする。
- 2) 患者や家族に十分な情報提供を行い、誠実な対応をする。
- 3) 当事者または発見者は、直ちに部署責任者等に連絡する。部署責任者等は病院長または担当医に連絡し、指示に従い必要な措置を講ずる。
- 4) 当事者または発見者は、事故発生または発見後3日以内にインシデント・アクシデント報告書を記載し、部署責任者に提出する。
- 5) 事故発生後の対応は、医療安全管理委員会で協議する。

6. 職員と患者間の情報の共有に関する基本方針

- 1) 患者との信頼関係を築くため、的確に診療情報の開示を行う。
- 2) 患者及びその家族あるいは第三者(以下「患者等」という。)に本指針の開示を求められた場合は、開示、公表する。
- 3) 上記にあたっては、「個人情報開示規程」により行う。

7. 患者等からの相談への対応に関する基本方針

- 1) 患者等から医療安全管理に関する相談、苦情等を受けるために、「患者相談窓口」を設ける。
- 2) 相談、苦情等は「患者相談窓口規程」により、誠意をもって対応し、当院の医療安全対策等の見直しにも活用する。

8. 救急患者への対応に関する基本方針

- 1) 救急患者等の受け入れの際、医師は救急車からの連絡を直接受け、できるだけ事前情報を聴取し、患者の症状(状態)把握に努め、蘇生等必要事項の指示を与える。
- 2) 事件・事故の疑念があれば所轄警察署に届け出る。
- 3) 毒・劇・薬物中毒(犯罪)が疑われる場合は所轄警察署へ、食中毒は所管の保健所へ連絡する。
- 4) アルコール中毒患者等による暴力により、職員の身に危険が及ぶ恐れがある場合または器物損壊等が発生した場合は、医師の判断により、総務課(夜間の場合は医事当直者)を経由して、警察に連絡する。

9. その他医療安全の推進のために必要な基本方針

1) 当院の医療安全管理体制の見直しを行い、その結果を3日以内に職員に周知する。

10. 患者等回覧、掲示

本指針は院内掲示、ホームページで閲覧できるようにする。以上

附則

この指針は、平成18年4月1日より施行する

平成19年4月1日確認

平成20年1月1日一部改正、施行する

平成21年2月18日一部改正、施行する

平成22年4月1日一部改正、施行する

平成23年4月1日確認

平成24年4月1日確認

平成25年4月1日確認

平成26年4月1日一部改正、施行する

平成27年4月1日確認

平成28年1月1日一部改正、施行する

平成29年1月4日確認

平成30年4月1日一部改正、施行する

2019年4月1日確認

2020年4月1日確認

2021年4月1日確認

2022年4月1日一部改正、施行する